

商品概要説明書

J A 農業経営ローン

J A 山口県

商品名	J A 農業経営ローン
ご利用 いただける方	【個人】 ○ J A の組合員の方。 ○ 農畜産物を生産・販売し、農畜産物の販売代金を J A に入金する方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上 75 歳未満の方。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。 【法人・団体】 ○ J A の組合員の方。 ○ 農畜産物を生産・販売し、農畜産物の販売代金を J A に入金する方。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業経営に必要な資金とします。 ただし、負債整理資金及び生活資金は除きます。
借入金額	○ 極度額 2,000 万円以内とします。 ただし、農畜産物販売実績の範囲内とします。
借入期間	○ 1 年更新とします。 ※ただし、契約者から解約の意思がなく、J A が信用状況について問題ないと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。 なお、個人の方は原則として 75 歳の誕生日以降は契約更新を行いません。ただし、極度額 300 万円以内の場合は、80 歳の誕生日の前日までは更新可能とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の金利といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越とします。
返済方法	○ 営農生活貯金に入金された農畜産物販売代金およびその他の資金は、借越金残高に達するまで自動的に返済に充当いたします。
担保	○ 不動産に原則として第一順位の根抵当権を設定登記いたします。
保証	○ 山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※お借入条件等のより保証人が必要となる場合がございます。 ※「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人が必要となる場合には、以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認いたします。 【法人の場合】 ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○ 年 0.50% となります。 ※利息お支払い時にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…無料 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-791-1840 （久留米）電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

（2025 年 9 月 13 日現在）